

飯山市犯罪被害者等支援基本計画（案）

令和 8 年（2026 年） 月

飯山市

目 次

第1章 計画の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本方針・・・・・・・・・・ 2

第3章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

- 1 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 具体的施策
 - (1) 支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 相談及び情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 日常生活への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 居住の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (5) 経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (6) 市民等及び事業者の理解の増進及び教育活動の推進・・ 9
 - (7) 民間支援団体に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

資料

- 犯罪被害者等基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 飯山市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 飯山市犯罪被害者等支援金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱・・・・・・・・・・ 32

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

犯罪等の被害には誰もが突然遭う可能性があります。犯罪被害者等は被害直後から、精神的・身体的被害の回復のほか、生活全般にわたる支援が必要となります。また、被害から回復するには、長い時間を要することもあり、その間犯罪被害者等のニーズは変化していきます。

犯罪被害者等が支援を受けるために心身の負担のない相談体制と犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に途切れることなく提供する必要があります。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、「飯山市犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、犯罪被害者等基本法、及び飯山市犯罪被害者等支援条例（以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、本市における犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や取り組むべき具体的施策内容について定めるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため次の5つの基本方針を掲げます。

1 犯罪被害者等の個人の尊厳の保持

誰もが社会の一員として尊重される存在であるという基本的人権の趣旨に則り、犯罪被害者等に人格や意思を尊重した支援を行います。市は被害の状況や感情に十分に配慮し、犯罪被害者等の声に耳を傾け、一人ひとりに寄り添った支援を目指します。

2 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援の実施

犯罪被害者等の年齢、性別、障がいの有無、国籍、言語、経済状況、生活環境、被害の様態に応じて、多様なニーズに対応できる柔軟できめ細やかな支援の提供を目指します。

3 迅速かつ公正な途切れない支援の提供

被害等の発生直後から回復・自立までの各段階において、犯罪被害者等が支援を受けられなくなる「空白」を生じさせることなく、切れ目のない支援を行います。必要に応じて支援の引継ぎや継続的なフォローアップを実施し、迅速かつ公正な支援体制の構築を目指します。

4 二次被害及び再被害発生防止への配慮

犯罪被害者等が、支援機関や報道、周囲の無理解などによってさらなる精神的苦痛・社会的苦痛を被ること（二次被害）を防ぐため、市民の意識啓発を進め、支援に携わる者の適切な対応を徹底します。また、再被害を防止するため、必要な安全措置や情報管理への配慮を徹底します。

5 関係機関同士による適切な相互連携と協力の下による支援

支援の効果を高めるため、行政、警察、医療、教育、司法、福祉、民間支援団体など、関係する各機関・団体が情報共有や役割分担を行い、相互に連携・協力しながら犯罪被害者等を支援する体制を確立し、継続的なネットワークの強化を図ります。

第3章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

1 施策体系

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減、並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護など、条例に定める目的の実現のために、市は以下の体系により施策を推進します。

- (1) 支援体制の整備（第8条関係）
- (2) 相談及び情報提供等（第11条関係）
- (3) 日常生活への支援（第12条関係）
- (4) 居住の安定（第13条関係）
- (5) 経済的負担の軽減（第14条関係）
- (6) 市民等及び事業者の理解の増進及び教育活動の推進（第15条、16条関係）
- (7) 民間支援団体に対する支援（第17条関係）

2 具体的施策

(1) 支援体制の整備（第8条関係）

犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等の心身の状況や置かれている状況に配慮した相談対応等を行います。

また、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備します。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課等
ワンストップ窓口の設置及び周知	犯罪被害者等の心理的、身体的負担を軽減し、庁内関係部署と連携したワンストップで相談ができる窓口を設置し、周知する	人権政策課

（２）相談及び情報提供等（第１１条関係）

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、ワンストップ窓口での傾聴と相談に応じ、必要な情報提供及び助言等必要な支援を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
犯罪被害者等支援の周知	市報や市ホームページ等で犯罪被害者等支援に関する情報を発信	人権政策課
市税等の税金（国民健康保険税含む）に関する相談支援	申告や納税などの相談	税務課
後期高齢者医療、国民年金保険に関する相談支援	保険料の納付等に関する相談	市民環境課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に関する相談支援	第三者によって怪我等をした場合に受けられる各種保険制度の説明と手続きに関する支援	
DV 被害者の国民健康保険の加入、被保険者資格書類の発行支援	DVにより住民票を異動できない被害者に対し、市内に住民登録のない状態でも国民健康保険の加入手続きを行い、被保険者資格書類を交付	
介護保険料に関する相談支援	保険料の納付等に関する相談	保健福祉課
介護保険の第三者行為損害賠償求償に関する相談支援	第三者によって怪我等をした場合に受けられる保険制度の説明と手続きに関する支援	
要支援・要介護認定	介護認定が必要となった場合の相談や手続き	
身体的・精神的な健康の不安や不調に関する相談支援	被害者本人や、その家族等の心身の不安や不調と、それに伴う生活上の困りごとに対しての相談支援	
障がい者（児）の福祉サービスに関する相談支援	障がい者（児）やその家族等から障害福祉サービス等の利用希望に対し、情報提供や利用等に必要な支援	
障害者手帳の取得手続案内	障がい者（児）となった場合に、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手	

	続きに関する支援	
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき生活改善や就労支援の支援計画を立て、継続的支援や、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援、また居住確保が必要な方への家賃支援を行う。	保健福祉課
家庭児童相談	養育上の不安や児童虐待についての相談支援	子ども育成課
ひとり親相談	自立のための相談や支援、県と連携した就労相談や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	
女性相談	配偶者や交際相手からの暴力についての相談、及び女性の自立に向け女性の抱える様々な問題の相談支援	
スクールソーシャルワーカーや教育相談員による相談	犯罪被害者等となった児童生徒のスクールカウンセラー等による相談支援	
ひきこもり対応	ひきこもり状態にある方や、その家族の相談と支援	子ども育成課 保健福祉課
地域包括支援センターとの連携による支援	社会福祉士、保健師、ケアマネが連携し、相談・訪問等の支援	地域包括支援センター
消費生活相談	契約に関するトラブル、悪質商法など消費生活に関する相談支援	市民環境課

（３）日常生活への支援（第１２条関係）

犯罪被害者等ができるだけ早期に安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害に関連した支援、及び日常生活に係る支援について、飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱に基づき、情報の提供及び助言等必要な支援を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
家事・育児・介護の支援	家事・育児・介護支援の以下のサービスを利用する場合に費用の助成。 ・家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買い物など ・育児援助：保育、保育所・幼稚園の送迎等 ・介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助等	人権政策課
配食の支援	外出が困難となり、食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用の助成	
カウンセリング等の支援	精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用の助成	
報道対応の支援	報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用の助成	
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する費用の助成	
高齢者福祉サービス	介護保険の対象となる方に対し、介護サービスや介護予防サービス等の福祉サービスによる生活支援	保健福祉課
障がい者（児）福祉サービスの給付	障がい支援区分に応じ、生活上の必要な介護支援を行う介護給付や日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を行う訓練等給付	
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用の助成	子ども育成課

（４）居住の安定（第１３条関係）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、二次被害及び再被害を防止するため、必要に応じて市営住宅への入居における配慮や

転居に係る費用助成等についての相談及び支援を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居（市外も可）する費用を助成	人権政策課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の交付等について、本人以外には交付を制限	市民環境課
税の諸証明の発行制限	住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合は発行を制限	税務課
養護老人ホームへの入所	65歳以上で要介護認定を受けておらず、自宅で生活することが困難であり、経済的に困窮していると認められる方に対し、入所判定委員会の判定による入所措置	保健福祉課
市営住宅への入居	市営住宅入居に関する入居要件等の情報提供、及び住宅提供等の相談支援	移住定住推進課

（５）経済的負担の軽減（第１４条関係）

犯罪被害に起因して、犯罪被害者等の経済状況が悪化するなどの状況に応じ、経済的負担の軽減を図るため、要綱に定める犯罪被害者支援金の支給に努めるとともに、利用可能な各種福祉制度、及び給付等に関する情報提供及び助言等必要な支援を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
犯罪被害者等支援金の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重症病支援金を支給	人権政策課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合葬祭を行った	市民環境課

	方に支給	
高額医療費の支給	大きな手術などで保険医療を受け1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額医療費として支給	
生活保護の実施	生活に困窮する方に健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図るため、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるものの活用を前提として必要な保護を実施	保健福祉課
自立支援医療（精神通院）の適用	精神疾患で通院による治療を受ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減	保健福祉課
福祉医療給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療給付金を支給	
障がい者（児）となった場合の手当の支給	在宅の常時介護を要する障がい者（児）で対象となる方に、特別障害者手当、障害児福祉手当を支給 国の認定基準に該当する程度の障がい児を監護する父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給	保健福祉課 子ども育成課
児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭で子どもを養育する母、父、養育者に支給	子ども育成課
ひとり親家庭の就業に関する給付金の支給	ひとり親家庭となった母、及び父に対して、資格取得や職業能力向上のための受講費用など就業に関する各種給付金を支給	
就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な、小・中学生の保護者へ学校給食費や学用品費等の一部を援助	

（６）市民等及び事業者の理解の増進及び教育活動の推進

（第１５条・第１６条関係）

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるために、広報等を通じた意識啓発と教育活動における取組に努めます。

また、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることなく、二次被害を防止するための広報、啓発等必要な施策を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
犯罪被害者等支援の周知（再掲）	市報や市ホームページ等で犯罪被害者等支援に関する情報を発信する	人権政策課
地域・職場における啓発	各区、集落での人権学習、企業人権教育などにおいて犯罪被害者等支援の重要性について啓発を行う	
学校における教育	人権教育、道徳教育等で相手の立場で考え、行動することの大切さ、また SNS 等における情報拡散の危険性に係る情報モラル等の教育の実施	子ども育成課 人権政策課

（７）民間支援団体に対する支援（第１７条関係）

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たしている NPO 等の民間支援団体に対し、適切な財政的支援及び情報提供等を通じて、適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう必要な支援を行います。

◇ 具体的施策

項 目	内 容	担当課
早期支援団体への支援	「認定特定非営利法人 長野犯罪被害者支援センター」への財政的支援、及び活動の支援	人権政策課

○ 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

第百六十一回臨時国会

第二次小泉内閣

改正 平成二六年 六月二五日法律第七九号

同 二七年 九月一日同 第六六号

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一条—第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条—第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたと言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮する

とともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗^{ちよく}状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講

ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 飯山市犯罪被害者等支援条例

令和 5 年12月25日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者又は市外からの通勤者、通学者等市内における滞在者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市、関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第9条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を行う者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第11条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（飯山市営住宅条例（平成9年飯山市条例第27号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発その他の必要な施策を行うものとする。

(教育活動の推進)

第16条 市は、学校と連携し、児童又は生徒の犯罪被害者等への理解を深めるとともに、二次被害を防止するため必要な教育活動を推進するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第17条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○ 飯山市犯罪被害者等支援金交付要綱

令和5年12月25日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯山市犯罪被害者等支援条例（令和5年飯山市条例第23号）第14条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、飯山市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。
- (3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (4) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあつては、当該遺族が警察等から

の連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあつては、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、対象者及び額)

第3条 支援金の種類、支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）及び額は、次の表のとおりとする。

種類	支給対象者	金額
遺族支援金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族(次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後、死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。)であつて、当該犯罪行為が行われた時点において市民であつたもの	130万円 ただし、既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあつては20万円
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて、当該犯罪行為が行われた時点において市民であつたもの	10万円

(遺族の順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第3号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、当該子の母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第3号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支援金を支給しない場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する要件を満たした場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次のいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった場合

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であった場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

(支援金支給の申請)

第6条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「遺族支援金支給対象者」という。）は、飯山市犯罪被害者等支援金（遺族支

援金）支給申請書兼請求書（様式第 1 号）及び犯罪被害申告書（様式第 2 号。次項において「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
- (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
- (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類
- (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることが確認できる書類
- (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
- (7) 第 1 順位遺族が 2 人以上であるときは、飯山市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第 3 号）
- (8) 代理人による代理申請を行う場合にあっては、代理人であることが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「重傷病支援金支給対象者」という。）は、飯山市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書（様式第 4 号）及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) 代理人による代理申請を行う場合にあっては、代理人であることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請（重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を受ける場合における申請を含む。）の期限は、犯罪被害を知った日から起算して1年以内又は犯罪行為による被害が発生した日から起算して7年以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定による支給決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定又は支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支援金の支給決定を取り消す必要があると認めたとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者又は遺族について適用する。

(様式第 1 号) (第 6 条関係)

飯山市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
(請求者) 氏 名
電 話

印

飯山市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）の支給を受けたいので、飯山市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

- 1 犯罪被害者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 犯罪被害者との続柄
☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹
- 3 犯罪被害者と加害者との 3 親等以内の親族関係
☐なし ☐あり ()
- 4 犯罪被害者による犯罪行為の誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無
☐なし ☐あり
- 5 飯山市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でない。
☐はい ☐いいえ
- 6 遺族支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は飯山市犯罪被害者等支援金支給要綱第 9 条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第 10 条の規定により既に支給を受けた遺族支援金を速やかに返還します。
☐はい ☐いいえ
- 7 過去に飯山市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、支援金の種類
☐遺族支援金 ☐重傷病支援金
- 8 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要です。）
住 所
氏 名
生年月日
電 話
代理申請をする理由
()
- 9 申請・請求金額 金 円
- 10 遺族支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

- 11 遺族支援金の支給に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

12 添付書類

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
	☐	申請者が犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
該当する場合に添付が必要な書類	☐	申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類
	☐	申請者が配偶者以外である場合 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることが確認できる書類
	☐	申請者が生計維持遺族である場合 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
	☐	第1順位遺族が複数いる場合 遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上であるときは、飯山市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
	☐	代理人による代理申請を行う場合 代理人であることが確認できる書類
	☐	その他市長が必要と認める書類

※ ☐のある欄は、該当する項目☐にレ印を付してください。

13 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(様式第2号)(第6条関係)

犯罪被害申告書

年 月 日

飯山市長 あて

申告者 住 所
氏 名
電 話

印

飯山市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

フリガナ			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年 月 日		
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年 月 日		
犯罪被害を知った日※	年 月 日		
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日	年 月 日		

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

2 情報提供の同意

遺族支援金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、市が調査することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

(様式第3号)(第6条関係)

飯山市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書

年 月 日

飯山市長 あて

申出者 住 所
氏 名
電 話

印

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記の第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名ができない者の理由等(未成年者又は所在不明等)について、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由

(様式第4号) (第6条関係)

飯山市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)支給申請書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
(請求者) 氏 名
電 話

印

飯山市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金)の支給を受けたいので、飯山市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定に基づき、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

- 1 犯罪被害者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 犯罪被害者と加害者との3親等以内の親族関係
☐なし ☐あり ()
- 3 犯罪被害者による犯罪行為誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無
☐なし ☐あり
- 4 飯山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない。
☐はい ☐いいえ
- 5 重傷病支援金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は飯山市犯罪被害者等支援金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第10条の規定により既に支給を受けた重傷病支援金を速やかに返還します。
☐はい ☐いいえ
- 6 過去に飯山市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、支援金の種類
☐遺族支援金 ☐重傷病支援金
- 7 代理申請(代理申請を行わない場合は、記載不要です)
住 所
氏 名
生年月日
電 話
代理申請をする理由
()
- 8 申請・請求金額 金 円
- 9 重傷病支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません
- 10 重傷病支援金の支給に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

11 添付書類

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	重傷病に該当することが確認できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
な書類に該当する場合に添付が必要	☐	代理人による代理申請を行う場合 ----- 代理人であることが確認できる書類
	☐	その他市長が必要と認める書類

※ ☐のある欄は、該当する項目☐にレ印を付してください。

12 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

○ 飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

令和 5 年12月25日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯山市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年飯山市条例第23号）第12条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活の支援に要する費用に対して、飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。

(3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

(4) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市民である者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

(助成金の種類、対象経費、額等)

第4条 助成金の種類、対象経費、額等は、次の表のとおりとする。

種類	対象経費	金額等
家事、育児及び介護支援	犯罪行為を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が、次に掲げるサービスの利用に要した経費。ただし、同一年度内72時間を限度とする。 (1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2) 育児援助 保育所、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助 (3) 介護援助 介護が必要な者の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助	対象経費の10分の10以内とし、1時間当たり5,000円を限度とする。
配食支援	犯罪行為を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスの利用に要した経費。ただし、同一年度内30日を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、1日当たり1人につき1,000円を限度とする。
一時保育支援	犯罪行為を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育の利用に要した経費。ただし、同一年度内20回を限度とする。	対象経費の10分の10以内とし、1回当たり2,200円を限度とする。
転居支援	犯罪行為を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害	対象経費の10分の10以内とし、1回当たり20万円を

	者等（当該住居に居住し続けることにより精神的 不調を来たすおそれや二次被害若しくは再被害 を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯 罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したも のに限る。）が、転居に要する経費。ただし、他 の地方公共団体等から転居に係る助成金等の交 付を受けている者は、助成金の対象としないもの とし、同一年度内2回を限度とする。	限度とする。
カウンセリング 等支援	犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる精 神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師 等によるカウンセリング及び精神科等の診療の 受診に要した経費。ただし、同一年度内10回を限 度とする。	対象経費の10分の10以内 とし、1回当たり5,000円 を限度とする。
報道対応支援	犯罪被害者等が犯罪行為を受けたことによる報 道機関の対応等を弁護士に依頼する場合に要し た経費。ただし、同一年度内1回を限度とする。	対象経費の10分の10以内 とし、230,000円を限度と する。
弁護士相談支援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問 題について、弁護士に相談する場合に要した経 費。ただし、同一年度内3回を限度とする。	対象経費の10分の10以内 とし、1回当たり5,000円 を限度とする。

（助成金を交付しない場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族
関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻してい
たと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる要件を満たした場
合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年
法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対
し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次のいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童
虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又はその他当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった場合

(3) 犯罪被害者等が、飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

（助成金交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「助成金交付対象遺族」という。）は、飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。次項において「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。次項において「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し

(2) 助成金交付対象遺族が申請時において、市民であることが確認できる書類

(3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類

(4) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類

(5) 対象経費の内容が確認できる書類

(6) 支払を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人）は、申請

書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、市民であることが確認できる書類
- (3) 対象経費の内容が確認できる書類
- (4) 支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪行為が行われた日から起算して1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から起算して1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が当該助成金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る

部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者、遺族又は家族について適用する。

(様式第1号) (第6条関係)

飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
(請求者) 氏 名 印
電 話

1 次のとおり申請及び請求します。

申請内容	☐ 家事、育児及び介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 転居支援 ☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無 有の場合 ()

2 申請・請求金額

種類	金額
家事、育児及び介護支援	円
配食支援	円
一時保育支援	円
転居支援	円
カウンセリング等支援	円
報道対応支援	円
弁護士相談支援	円
合計	円

3 申請内容

種類	理由・金額等	
家事、育児及び介護支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 時 間	時間
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
配食支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
一時保育支援	必要とする理由	
	費 用	円
	利 用 数	回
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄 ()

転居支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	利用日	1回目： 年 月 日	2回目： 年 月 日
カウンセリング等支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
	他の地方公共団体が実施する制度の利用	☐ 有（ 年 月 日～ 年 月 日） ☐ 無	
報道対応支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
弁護士相談支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	

4 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

5 助成金の交付に係る審査に際し、市が関係者、警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無
☐ 同意します ☐ 同意しません

6 添付書類
(1) 申請者が遺族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日が確認できる書類の写し
	☐	申請者が申請時において、市民である者であることが確認できる書類
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
必合該要に当添す書付る類が場	☐	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類

(2) 申請者が犯罪被害者（その犯罪被害が重傷病である者に限る。）又は家族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	重傷病に該当することが確認できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が申請時において、市民であることが確認できる書類

(3) 共通

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	対象経費の内容が確認できる書類
	☐	支払が確認できる書類

7 振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

8 各種要件等

助成除外理由	私は、次の事項に該当しません。 ☐ 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった。 ☐ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した。 ☐ 犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった。 ☐ 犯罪被害者等が、飯山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であった。
--------	--

(様式第2号)(第6条関係)

犯罪被害申告書

年 月 日

飯山市長 あて

申告者 住 所
氏 名
電 話

印

飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

フリガナ			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年	月	日
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	<u>判明していない場合は、記載不要</u>		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日	年	月	日

2 情報提供の同意

助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、市が調査することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません